

第10回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ 歴史認識や文献等に表現を借りた内容が、直ちに不当な差別的言動に該当しないわけではなく、個別の表現の態様や表現活動の目的を踏まえて判断する必要がある。

 - ・ 条例上の措置である表現活動の概要等の公表に当たっては、不当な差別的言動そのもののみでなく、その態様や客観的事実等も可能な限り明示するよう工夫するべき。

- 事務連絡ほか